

茨城県総務事務センターの業務自動化概念実証業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と●●●●●●●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、茨城県総務事務センターの業務自動化概念実証業務委託について、下記条項により契約を締結する。

（契約期間）

第1条 履行期間は、契約日から令和7年●月●日まで【契約終了日は3か月間程度（令和7年9月30日までに完了すること）で提案による。】までとする。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添「茨城県総務事務センターの業務自動化概念実証業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に従って行わなければならない。

2 前項のほか、業務を効果的に実施するため、甲、乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は、金●●●●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の●●●●●●円を含む。）とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、第6条第2項の通知の後に、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

4 前条の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において甲が支払う委託料の額は、当該解除がされた日までの委託業務の実施日数に応じて、委託料から訪問回数により算出した額とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、契約保証金として、金〇〇円（契約金額の100分の10以上の額）を、この契約締結と同時に甲の指示する手続により納付するものとする（ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。）。

（実績報告等及び検査）

第6条 乙は、業務完了後、その翌月の末日までに業務実績報告書（別紙2様式。以下「報告書」という。）を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託業務の内容がこの契約の内容に適合しているかどうかを検査し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、委託業務の修正を命じられたときは、直ちにこれを修正し再び甲の検査を受けなければならない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、甲の事前の承諾なく、契約上の地位を第三者に承継させ、あるいは契約によって生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは委託等により引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、甲があらかじめ書面により承認した場合を除き、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の規定による甲の承認を受けた上で、業務の委託を行う場合、委託先の業務の実施について、自らが業務を行った場合と同様の責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(目的外使用の禁止)

第10条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約終了後又は契約を解除した場合も同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(資料等の管理)

第11条 甲は、本業務を処理するために必要と認める範囲で、情報、データベース、資料等（以下「資料等」という。）を乙に使用させることができる。

2 乙は、甲が用意した資料等を善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ本業務以外の用途に使用してはならない。

(事故等の報告)

第12条 乙は、本業務を処理するために甲が用意した資料等並びにその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、その他の事故が発生した場合には、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の義務を業務従事者に周知徹底するものとし、これを遵守させる責任を負うものとする。

3 乙は、前項の事故等が発生した場合には、遅滞なく詳細な経過報告及び今後の対処方針を甲に提出しなければならない。

(状況報告等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により委託業務の実施状況について報告を求められたときには、甲が指示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

3 乙は、甲からの指示がある場合には、定期又は随時に打合せ会議を開催しなければならない。

(甲の監査権)

第14条 甲は、情報セキュリティ確保その他の必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の作業体制、作業場所、情報の管理方法及びその他の業務の履行状況について、乙の作業に対する監査及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の規定による作業に対する監査要求及び作業の実施にかかる指示があったときは、これに従わなければならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、甲から提供された情報について、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 委託業務の目的以外に使用してはならない。

(2) 第8条第1項の規定による再委託先のほか、第三者に提供をしてはならない。

- (3) 委託業務上必要とされる範囲を超えて複写又は複製してはならない。
- (4) 事故が発生した場合は、直ちに甲に報告しなければならない。
- (5) 甲から提供された情報並びにその複写及び複製は、厳重に管理し、必要に応じて適切な保護技術を施さなければならない。また、必要でなくなった場合は、直ちに再利用不可能な状態にしたうえで破棄しなければならない。
- (6) 乙は、委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記事項を遵守しなければならない。
- (7) 情報の授受及び搬送、情報を利用する作業の場所、範囲、内容、責任者等については、甲の指示に従うものとする。

(不可抗力等による中止)

第16条 台風・地震・火災などの自然災害、インフルエンザなどの感染症の流行・拡大、戦争、テロ行為、暴動、行政措置などの不可抗力及び両当事者の責めに帰すべからざる事由に起因して、甲及び乙が本件業務を実施できないと判断した場合、甲及び乙は協議の上、本件業務の日程を調整するものとする。

(事故発生時の報告)

第17条 乙は、委託業務を実施するに当たり、常に事故の防止に努めるとともに、事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、かつ応急措置を講じ、遅滞なく事故の報告書及び今後の対策方針を甲に提出しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、公益上特に必要があると認めるときは、当該事故の内容を公表するものとする。

(事情変更による解除)

第18条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始会社更生手続の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) その他この契約を継続することができないと甲が認めるとき。

2 前項の規定による解除により乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

3 第1項の規定により契約の解除があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(契約不履行)

第20条 乙は、この契約に基づく義務の遂行を理由なく怠り、又は中止してはならない。

2 前項の規定に該当することにより乙又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを

負わないものとする。

(権利の帰属)

第21条 本契約に基づき乙が作成し甲に提出する成果物（仕様書に定めるPoC実施計画書及び最終報告書をいう。以下同じ。）に関する一切の権利は甲に帰属するものとする。

- 2 前項に定めるものを除き、本委託業務の実施に伴い新たに発生した発明、考案、意匠、プログラムその他技術的成果に係る一切の権利は、原則として乙に帰属するものとする。
- 3 甲は、本委託業務の目的（茨城県総務事務センターの業務自動化及び次期総務事務支援システム更新に関する検討、導入、利用及び改善を含む。）に必要な範囲内において、乙に帰属する第2項の権利を無償で利用（複製、改変、頒布その他必要な利用を含む。）することができるものとし、乙はこれを許諾するものとする。ただし、当該権利に係る成果等を公表しようとするときは、甲は事前に乙と協議するものとする。また、甲は、当該目的達成のために必要な範囲において、事前に乙に通知の上で、甲が指定する第三者（甲との間で本契約と同等以上の秘密保持義務を負う者に限る。）に当該権利を利用させることができるものとし、乙はこれも許諾するものとする。
- 4 乙は、甲の書面による承認を得たときは、成果物等を使用し、若しくは複製し、又は公表することができる。
- 5 本条に定めるもののほか、知的財産権の帰属及び利用に関して必要な事項は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(情勢変更の場合の措置)

第22条 契約締結時において予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化により、委託料が著しく不適當であると認められるときは、甲乙協議して委託料を変更することができる。

(損害賠償)

- 第23条 甲は、前条第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 2 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第24条 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、ただちに本契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - (1) 相手方又は相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 相手方又は相手方の役員若しくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき
 - 3 甲及び乙は、自己が前項各号に該当したため相手方が本契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(行為の追認)

第28条 令和7年 月 日からこの契約の締結の日の前日までの間に、乙が甲のために、この契約の趣旨に基づき行った行為については、この契約に基づき行ったものとみなす。

本契約締結の証として、本書を2通作成し、両者署名又は記名捺印の上、各自1通を保有する。

ただし、本契約を電子契約により締結する場合は、本書を2通作成する代わりに、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 茨城県水戸市笠原町978番6
氏名 茨城県知事 大井川 和彦

乙 住所
氏名

別記

特 記 事 項

1 受託者の責務

受託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、委託業務の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務完了後、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

委託業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

別記様式

令和 年 月 日

殿

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

委託業務実績報告書

令和 年 月 日付けで締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第6条第1項の規定により、次のとおり報告いたします。

実施月日	実施業務内容	備考